

ウ 令和3年4月1日以降に開業した対象者等、これまで協力金等の受給実績がない者に対する給付事務の迅速化

対象者による協力金等の申請に当たって、書面を提出させるとともに、以下の提出書類を審査した上で、令和3年7月12日以降分の協力金等の迅速な給付に努めること。

(提出書類)

- ①令和3年7月12日以降の要請等に応じていることが確認できる書類。ただし、都道府県の判断において、履行確認時に提出を求めることも可能とする。
- ②営業実態が確認できる書類
- ③その他協力金等給付事務における審査に必要な書類



(別添)

酒類提供の停止等の要請を遵守する旨の書面の様式は以下のとおりとする。  
なお、書面の具体的な記載内容については、都道府県において、要請等の状況に  
応じて、違約金の支払い等必要な項目を追加するなど適切に判断すること。

また、都道府県において、申請時の提出書類として既に書面を提出させている  
場合は、既存の書面に下記の内容を含めることで代用することも可能とする。

### 協力金の一部早期給付等に係る書面

私は、「営業時間短縮に係る協力金（令和3年●月●日～●月●日実施分）」（以下「協力金」という。）のうち早期に一部を受給するに当たり、下記の内容について、遵守します。

#### 記

- ・令和3年7月12日以降の酒類の提供停止を伴う休業要請又は営業時間短縮要請等を遵守します。
- ・申請書に記載した事項及び添付書類について、事実と相違ありません。虚偽が判明した場合は、支給された協力金額の支払等に応じます。
- ・要請期間中、営業時間を短縮していることや酒類を提供しないことを店舗に掲示します。

以上

令和 年 月 日

知事殿

所在地 \_\_\_\_\_

法人名 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_